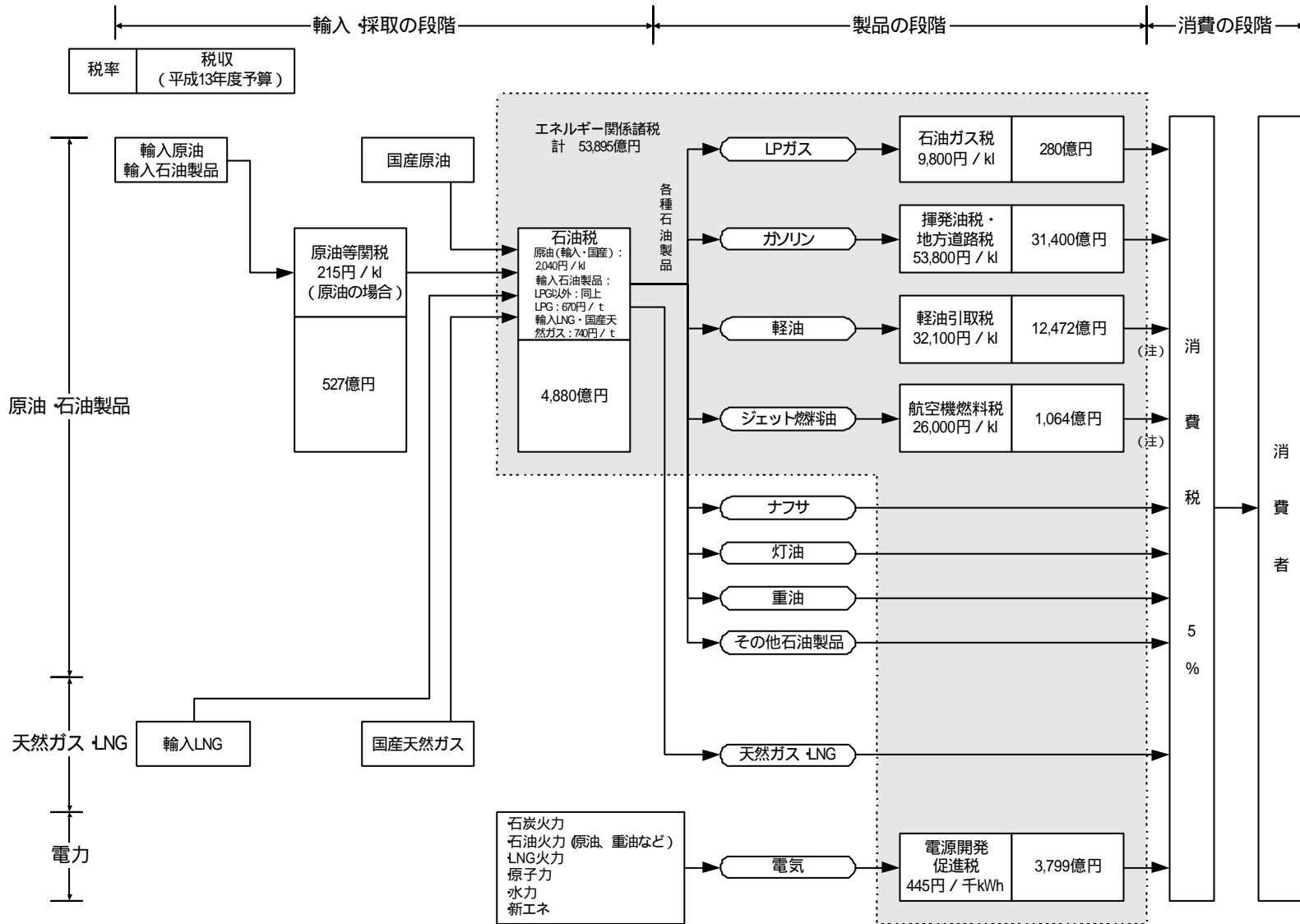


既存エネルギー関連税制について

- 1 我が国の既存エネルギー関係税制
 - 2 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途（平成13年度予算）
 - 3 既存エネルギー関係税制の課税状況
- 参考 電気税・ガス税

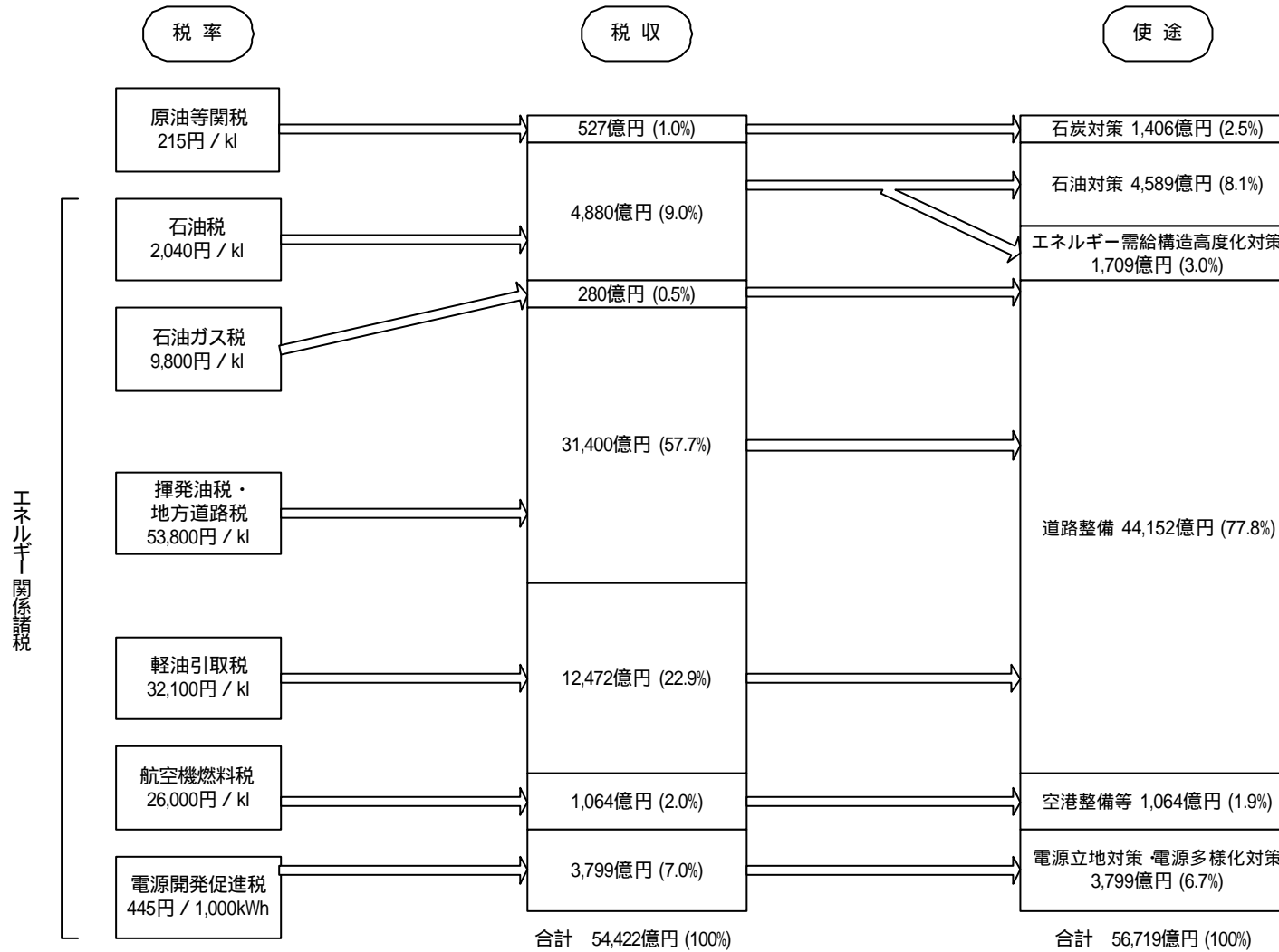
1 我が国の既存エネルギー関係税制



(注) 軽油引取税と航空機燃料税には tax on tax はない。

出典：石油連盟「石油税制便覧 平成 13 年度版」ほか各種資料より作成

2 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途（平成13年度予算）



- (注) 1. 四捨五入の関係により、計が合わない場合がある。
 2. 税収と使途の合計が合致しないのは、石油税収の一部(260億円)が一般会計に留保される一方、石特会計が上記税収以外に剰余金等(2557億円)を財源としているためである。

3 既存エネルギー関係税制の課税状況

	石油税	石油ガス税	ガソリン税 (揮発油税・地方道路税)	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税	
根拠法	石油税法	石油ガス税法	揮発油税法・地方道路税法	地方税法	航空機燃料税法	電源開発促進税法	
国税・地方税の別	国税	国税	国税	地方税	国税	国税	
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 原油（国産・輸入） 石油製品（輸入） ガス状炭化水素（天然ガス、輸入LPG・LNG） 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用の石油ガス容器に充填されている石油ガス 	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油 基本的には自動車の燃料用に消費されるガソリンに課税されるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽油 道路の使用に直接関係がない軽油の引き取りで、船舶や鉄道車両、農林業機械の動力源など、ある一定の用途に使用する場合には免税される。基本的には、バス、トラックなどのディーゼルエンジンに使用する軽油の購入などに課税されるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の燃料用に供される炭化水素油 国内運送の用に供されない外国往来期に積み込まれる航空機燃料には課税されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者の販売電気（自家消費を含む） 	
	石炭	-	-	-	-	-	
	原油	-	-	-	-	-	
	石油製品						
	LPG	-	-	-	-	-	
	ガソリン	-	-	-	-	-	
	軽油	-	-	-	-	-	
	ジェット燃料油	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
	天然ガス・LNG	-	-	-	-	-	
	電力	-	-	-	-	-	
税率	基本税率	<ul style="list-style-type: none"> 原油及び石油製品：2,040 円 / kl 輸入LPG：670 円 / トン 国産天然ガス及び輸入 LNG：720 円 / トン 	9,800 円 / kl (17.50 円 / kg)	計 28,700 円 / kl <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税 24,300 円 / kl 地方道路税 4,400 円 / kl 	15,000 円 / kl	26,000 円 / kl	445 円 / 千 kWh
	暫定税率			(10.41 ~ 15.331) 計 53,800 円 / kl <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税 48,600 円 / kl 地方道路税 5,200 円 / kl 	(10.41 ~ 15.331) 32,100 円 / kl		
	(参考)炭素トン当たり課税額	<ul style="list-style-type: none"> 約 2,800 円/tC (原油の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 約 21,200 円/tC 	<ul style="list-style-type: none"> 約 85,400 円/tC (暫定税率の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 約 44,600 円/tC (暫定税率の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 約 39,700 円/tC 	<ul style="list-style-type: none"> 約 4,600 円/tC
課税額(平成 11 年度実績、百万円)	<ul style="list-style-type: none"> 国産原油・天然ガス：2,514 輸入原油・輸入石油製品・輸入LPG・LNG：538,292 	(国産) 28,748	<ul style="list-style-type: none"> 国産揮発油：3,029,513 輸入揮発油：466 	1,316,845	103,453	362,978	
用途 <根拠条文>	<ul style="list-style-type: none"> 石油対策（石油開発・国家備蓄・民間備蓄・産業体制整備等） エネルギー需給構造高度化対策（石油代替エネルギー対策・省エネルギー対策・国際エネルギー対策等） <p><石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（4 条）></p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 <p><道路整備緊急措置法（3 条）石油ガス譲与税法（1 条）></p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 <p><道路整備緊急措置法（3 条）道路整備特別会計法（3 条）地方道路税法（1 条）地方道路譲与税法（8 条）></p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 <p><地方税法（700 条の 50）></p>	<ul style="list-style-type: none"> 空港整備等 騒音防止等空港対策 <p><空港整備特別会計法（附則 11）航空機燃料譲与税法（1 条、7 条）></p>	<ul style="list-style-type: none"> 電源立地対策 電源多様化対策 <p><電源開発促進税法（1 条）電源開発促進対策特別会計法（3 条の 3）></p>	

出典：石油連盟「石油税制便覧 平成 13 年度版」、国税庁「第 125 回国税庁統計年報書 平成 11 年度版」、財団法人地方財政協会「平成 13 年版 地方財政統計年報」ほか各種資料より作成

	石油税	石油ガス税	ガソリン税 (揮発油税・地方道路税)	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
課税段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産原油・天然ガス：採取場からの移出の際 ● 輸入原油・輸入石油製品・輸入LPG・LNG：保税地域からの引き取りの際 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産：自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充填し、充填場から移出する際 ● 輸入：自動車用の石油ガス容器に充填されている石油ガスを保税地域から引き取る際 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産揮発油：製造場からの移出の際 ● 輸入揮発油：保税地域から引き取りの際 	特約業者または元売業者からの軽油の引き取りの際(特約業者の元売業者からの引き取り、及び元売業者の他の元売業者からの引き取りを除く) 特約業者及び元売業者以外のものが軽油の製造または輸入をして、他の者に譲渡する場合には、譲渡の際	航空機に燃料を積み込む際	電気の販売の際
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産原油・天然ガス：採取者(毎月納付) ● 輸入原油・輸入石油製品・輸入LPG・LNG：引き取る者(その都度納付) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産：充填する者(毎月納付) ● 輸入：引き取る者(その都度納付) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産揮発油：製造者(毎月納付) ● 輸入揮発油：引き取る者(その都度納付) 	引き取る者(消費者) 特約業者または元売業者が軽油を販売する際に、その代金とともに軽油引取税を納税義務者(消費者)から徴収し、納入(毎月納付) 特約業者及び元売業者以外のものが軽油の製造または輸入をして、他の者に譲渡する場合には、譲渡する者	原則として航空機の所有者(毎月納付)	一般電気事業者(毎月納付)
主な減免措置	(主な免税) 以下のうち、平成14年3月31日までに保税地域から引き取られるもの等。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油化学製品の製造用原油 ・ 石油化学製品及びアンモニアの製造用揮発油 ・ 農林漁業用無税A重油 ・ 石油化学製品及びアンモニアの製造用LPG等 	(主な免税) <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出目的の場合 ・ 工業用その他の用途(原料用、熱源用)に使用する場合等 	(主な免税) <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機燃料用免税 ・ 石油化学免税(エチレンその他の石油化学製品の製造のための消費) ・ 特定用途免税(電気事業者が使用する発電用ボイラー、一定の規格を有する塗料の製造用等) ・ 外国公館等用免税 ・ 駐留軍等用免税等 	(主な免税) <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の動力源 ・ 航路標識等の電源又は動力源 ・ 鉄道用または軌道用車両の動力源 ・ 農業または林業のための動力耕うん機等一定の機械の動力源 ・ 鉄鋼業、電気供給業、化学工業用等の動力源、原料用等の用途 ・ 自衛隊の使用する車両及び通信設備等の電源または動力源等 	(主な免税) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体 ・ 外国往来機等 なお、沖縄路線航空機については軽減税率(13,000円/kl)を適用	-

出典：石油連盟「石油税制便覧 平成13年度版」ほか各種資料より作成

電気税・ガス税（市町村税）

参 考

	電気税・ガス税	備考
納税義務者	電気またはガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課す。 料金は、基本料その他の名義の如何を問わず電気またはガスの使用者がその使用について電気またはガス事業者に支払うべき金額をいう。 各種の重要物産の製造に用いる電気については非課税制度がとられている。	
税収使途	普通税であり、一般財源とされた。	
税率	電気税：電気料金の 5% ガス税：ガス料金の 2%	
税率の特例	次の製造用の電気に対する税率は 2%である。 生糸および玉糸 絹紡績糸、綿紡績糸、毛紡績糸、麻紡績糸および合成繊維等の紡績糸ならびにこれらの半製品 ねん糸 絹織物、綿織物、毛織物、麻織物および合成繊維等の織物 メリヤス生地 紙の製造用の電気に対する税率は 4%である。	税率の特例は、昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日までの間。ただし、紙については、昭和 44 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日まで。
免税点	同一の需要場所において使用する電気またはガスの 1 月の料金が、電気で 3,600 円以下、ガスで 12,000 円以下である場合は税を課することができない。	
徴収方法	原則として特別徴収の方法による（電気またはガスの料金徴収の際に徴収）。	

注）平成元年 3 月 31 日をもって廃止された。